

市指定ごみ袋不足による

臨時措置期間を**終了**します

「市指定ごみ袋」の供給体制が整い、流通が通常通り戻りつつあります。「市指定ごみ袋」が手に入らない方を対象とした臨時措置期間は市民の皆さま、販売店の皆さまのご理解とご協力により

令和8年8月31日(月)をもって**終了**とさせていただきます。
ご協力ありがとうございました。

9月1日(火)からは「市指定可燃ごみ袋」
での排出をお願いします。



注意

9月1日(火)以降は「市指定可燃ごみ袋」以外の袋
で出されたごみは**収集されません**のでご注意ください。

市民の皆さまへのお願い

・ごみの分別は通常通りルールを守り、適切な
ごみ出しにご協力をお願いします。



・ひとりでも多くの方が購入できるよう、「市指定ごみ袋」の必要以上の買いだめ等、過度な購入はお控え
いただくようご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ

廃棄物対策課 ☎ 029-873-2111

(内線)1571~1573